

患者様各位

選定療養費について

(厚生労働省 告示第498号)

同じ症状による通算のご入院が180日を超える患者さまにつきましては、180日を超えた日からの入院基本料が85%のみ保険診療扱いとなり、残りの15%については選定療養費として患者さまのご負担となります。
※この選定療養費（15%分）は従来、保険診療扱いであったものであり新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

一般病棟入院基本料

... 1日につき 2,785円 (税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く）
脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く）
重度の意識障害者
- ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態の方
- 人工呼吸器を使用している状態の方
- 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態の方

上記以外にも選定療養から除外される条件があります。
詳しくは2階受付までお尋ねください。

令和6年7月1日
医事科